



市章

彦根市公報

令和5年(2023年)6月1日
第1893号
木曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

- 規則
 - 48 彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則 2
- 訓令
 - 11 ひこにゃん活用庁内検討会議設置規程一部を改正する訓令 2
 - 12 彦根市事務処理規程の一部を改正する訓令 2
- 告示
 - 144 自転車等の移動および保管 2
 - 145 指定地域密着型サービス事業者の指定 3
 - 146 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 .. 3
 - 147 彦根市議会臨時会の招集 4
 - 148 自転車等の移動および保管 4
 - 149 自転車等の移動および保管 5
 - 150 自転車等の移動および保管 5
- 公告
 - 公示送達について公告 6
 - 公示送達について公告 8
- 教育委員会告示
 - 11 指定管理者の募集 11
 - 12 彦根市教育委員会会議の招集 12
- 選挙管理委員会告示
 - 41 彦根市千福財産区議会議員一般選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日および登録を行う日 12
 - 42 彦根市千福財産区議会議員一般選挙の執行 12
 - 43 彦根市千福財産区議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式 12
 - 44 彦根市千福財産区議会議員一般選挙における投票所 13
 - 45 彦根市千福財産区議会議員一般選挙における開票の事務と選挙会の事務の合同 13
 - 46 彦根市千福財産区議会議員一般選挙における選挙長および同職務代理者の選任 14
 - 47 彦根市千福財産区議会議員一般選挙における投票管理者および同職務代理者の選任 ... 14
 - 48 彦根市千福財産区議会議員一般選挙における選挙会の日時および場所 14
 - 49 彦根市千福財産区議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 14
 - 50 彦根市千福財産区議会議員一般選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するくじを行う日時および場所 14
 - 51 彦根市千福財産区議会議員一般選挙における不在者投票のために投票用紙および投票用封筒を交付する場所 15
- 病院事業管理規程
 - 6 彦根市病院事業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程 15
- 千福財産区議会議員一般選挙選挙長告示
 - 1 千福財産区議会議員一般選挙における選挙長が行う公告式 15
 - 2 千福財産区議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所 15
 - 3 千福財産区議会議員一般選挙における選挙会の選挙立会人を定めるくじを行う日時および場所 16
 - 4 千福財産区議会議員一般選挙における候補者として届出があったもの 16

5 千福財産区議会議員一般選挙における候補者として届出があったもの 16
 6 千福財産区議会議員一般選挙における候補者として届出があったもの 16
 7 千福財産区議会議員一般選挙における候補者として届出があったもの 16
 8 千福財産区議会議員一般選挙における投票を行わないことについて 17

規則

彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 8 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 48 号

彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則

彦根市事務分掌規則(平成 9 年彦根市規則第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表健康推進課の項を削る。

第 5 条第 2 項の表新型コロナウイルスワクチン接種対策室の項を削る。

付 則

この規則は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

訓令

彦根市訓令第 11 号

ひこにゃん活用庁内検討会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 5 月 8 日

彦根市長 和 田 裕 行

ひこにゃん活用庁内検討会議設置規程の一部を改正する訓令

ひこにゃん活用庁内検討会議設置規程(平成 28 年彦根市訓令第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までを次のように改める。

- (4) 観光文化戦略部長
- (5) 観光文化戦略部次長
- (6) 観光文化戦略部エンタテインメント課ひこにゃんブランド推進室長
- (7) 観光文化戦略部文化財課長

第 3 条第 1 項第 8 号および第 9 号を削る。

第 5 条中「産業部観光交流課ひこにゃんブランド推進室」を「観光文化戦略部エンタテインメント課ひこにゃんブランド推進室」に改める。

付 則

この訓令は、令和 5 年 5 月 8 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

彦根市訓令第 12 号

彦根市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 5 月 8 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市事務処理規程の一部を改正する訓令

彦根市事務処理規程(平成 29 年彦根市訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 健康推進課新型コロナウイルスワクチン接種対策室の項を削る。

付 則

この訓令は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

告示

彦根市告示第 144 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)

第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1

項の規定により告示する。

令和5年5月10日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

メイプルタウン公園

3 移動日時

令和5年4月27日 午前10時から午前10時30分まで

4 保管場所

彦根市山之脇町33番地1地先

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後5時までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部都市計画課(電話 0749-30-6124)

彦根市告示第145号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年5月10日

彦根市長 和田裕行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
デイサービスセンター 水車	東近江市垣見町725番地	有限会社東洋福祉会 取締役 夏原 桜子	地域密着型 通所介護	令和5年 5月1日	2570500435	令和5年 5月1日 から 令和11年 4月30日 まで

彦根市告示第146号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者および同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年5月10日

彦根市長 和田裕行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
グループホ	米原市上野	株式会社慈眼	認知症対応	令和5年	2592400101	令和5年

一ム悠楽	1881 番地	代表取締役 喜田 全恵	型共同生活 介護 介護予防認 知症対応型 共同生活介 護	5月1日		5月1日 から 令和11年 4月30日 まで
------	---------	----------------	---	------	--	------------------------------------

彦根市告示第147号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条の規定により、令和5年5月彦根市議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和5年5月10日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 期日 令和5年5月18日
- 2 場所 彦根市議会議場
- 3 付議事件
 - (1) 専決処分につき承認を求めることについて
(令和5年度(2023年度)彦根市一般会計補正予算(第1号))
 - (2) 令和5年度(2023年度)彦根市一般会計補正予算(第2号)
 - (3) 専決処分につき承認を求めることについて
(彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例)
 - (4) 彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - (5) 議長の選挙
 - (6) 副議長の選挙
 - (7) 各常任委員会委員の選任
 - (8) 議会運営委員会の委員の定数について
 - (9) 議会運営委員会委員の選任
 - (10) 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙
 - (11) 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙
 - (12) 議会改革特別委員会の設置

彦根市告示第148号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年5月11日

彦根市長 和田裕行

記

- 1 移動理由
条例第11条第2項に該当したため
- 2 移動区域
彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所
- 3 移動日時
令和5年4月10日午後2時頃
令和5年4月17日午後2時頃
令和5年4月28日午後2時頃
- 4 保管場所
彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)
- 5 保管期間
告示の日から3箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第149号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年5月11日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第10条に該当したため

2 移動区域

彦根駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和5年4月17日午後1時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日および返還時間

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第150号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和5年5月11日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 移動理由
 条例第 10 条に該当したため
- 2 移動区域
 稲枝駅前自転車等放置禁止区域
- 3 移動日時
 令和 5 年 4 月 18 日午後 1 時頃
- 4 保管場所
 彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)
- 5 保管期間
 告示の日から 3 箇月間
- 6 返還日および返還時間
 - (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
 - (2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 7 返還手続
 次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。
 - (1) 自転車等の鍵
 - (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
 - (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 8 引取りのない場合の措置
 保管期間経過後は、市において処分する。
- 9 問合せ先
 彦根市都市建設部交通政策課(電話 30 - 6134)

公 告

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部債権管理課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 5 年 5 月 12 日

彦根市長 和 田 裕 行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和 4 年度(2022 年度)固定資産税都市計画税督促状(4 期) 差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	令和 4 年度(2022 年度)固定資産税都市計画税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)固定資産税都市計画税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(3 期)(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)

(略)	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(2 期)(随時 1 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(随時 2 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(随時 1 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)固定資産税都市計画税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	令和 4 年度(2022 年度)市県民税督促状(4 期)
	差押調書(謄本)・配当計算書(謄本)および差押解除通知書
	差押調書(謄本)・配当計算書(謄本)および差押解除通知書
	差押調書(謄本)・配当計算書(謄本)および差押解除通知書
	差押調書(謄本)・配当計算書(謄本)および差押解除通知書
	配当計算書(謄本)および差押解除通知書
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
	差押調書(謄本)および配当計算書(謄本)
差押調書(謄本)	
配当計算書(謄本)	
配当計算書(謄本)	
配当計算書(謄本)	
交付要求通知書	

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 78 条、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)第 112 条および介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 143 条において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市総務部債権管理課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 5 年 5 月 12 日

彦根市長 和田 裕 行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和 4 年度(2022 年度)介護保険料督促状(8 期)(9 期)(10 期)

(略)	令和4年度(2022年度)介護保険料督促状(8期) (9期)(10期) 令和4年度(2022年度)後期高齢者医療保険料督促状 (7期)(8期)(9期)
	令和4年度(2022年度)介護保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)介護保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)介護保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)介護保険料督促状(8期) (9期)(10期) 令和4年度(2022年度)後期高齢者医療保険料督促状 (7期)(8期)(9期)
	令和4年度(2022年度)介護保険料督促状(8期) (9期)(10期) 令和4年度(2022年度)後期高齢者医療保険料督促状 (7期)(8期)(9期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)介護保険料督促状(8期) (9期)(10期) 令和4年度(2022年度)後期高齢者医療保険料督促状 (7期)(8期)(9期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(8期) (9期)(10期)
	令和4年度(2022年度)国民健康保険料督促状(8期) (9期)(10期)

(略)

令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(6 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(4 期)(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(1 期)(2 期)(3 期)(4 期)(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(6 期)(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(6 期)(7 期)
令和 3 年度(2021 年度)国民健康保険料督促状(8 期)(9 期)
令和 4 年度(2022 年度)介護保険料督促状(5 期)(6 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(過年 1 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(2 期)(3 期)(4 期)(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(2 期)(5 期)(6 期)(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)介護保険料督促状(8 期)(9 期) 令和 4 年度(2022 年度)後期高齢者医療保険料督促状(7 期)(8 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(6 期)(7 期)(8 期)(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(7 期) 令和 4 年度(2022 年度)介護保険料督促状(7 期)(8 期)
令和 4 年度(2022 年度)国民健康保険料督促状(9 期)(10 期)

(略)	差押調書(謄本)・配当計算書(謄本)および差押解除通知書
	配当計算書(謄本)および差押解除通知書

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第11号

彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和56年彦根市条例第3号)第15条第1項の規定により、下記のとおり指定管理者の募集を実施する。

令和5年5月9日

彦根市教育委員会
教育長 西嶋良年

記

- 1 施設の名称および所在地
 - (1) 名称 彦根市西地区公民館
 - (2) 所在地 彦根市本町一丁目9番1号
- 2 管理の基準および業務の範囲

彦根市公民館の設置および管理に関する条例第16条に定めるもののほか、詳細については、彦根市西地区公民館指定管理者公募要項のとおり
- 3 指定予定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 応募資格

彦根市西地区公民館指定管理者公募要項のとおり
- 5 指定申請に必要な書類
 - (1) 彦根市西地区公民館指定管理者指定申請書
 - (2) 団体概要書および応募資格を有していることを証する書類
 - (3) 管理業務の事業計画書
 - (4) 管理業務に係る収支計画書
 - (5) 団体の経営(運営)状況を説明する書類
 - (6) その他教育委員会が必要と認める書類

詳細については、彦根市西地区公民館指定管理者公募要項のとおり
- 6 公募要項および申請様式の配布方法
 - (1) インターネットによる配布

彦根市ホームページからダウンロードの方法により配布する。
アドレスは、<https://www.city.hikone.lg.jp/>
 - (2) 直接配布

ア 配布場所	彦根市教育委員会事務局生涯学習課
イ 配布期間	令和5年5月10日(水)から同年6月15日(木)まで ただし、彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条に定める休日を除く。
ウ 配布時間	午前8時30分から午後5時15分まで
- 7 指定申請を受け付ける期間
 - (1) 受付期間 令和5年5月10日(水)から同年6月15日(木)まで
ただし、彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条に定める休日を除く。
 - (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 指定申請書類の提出方法

提出場所への持参に限る。
- 9 問合せ先および指定申請書類の提出先

彦根市教育委員会事務局生涯学習課

〒522-8501 彦根市元町4番2号

電話 0749-24-7974

FAX 0749-23-9190

10 前各項に規定するもののほか、詳細については、彦根市西地区公民館指定管理者公募要項のとおり

彦根市教育委員会告示第12号

彦根市教育委員会会議を下記のとおり招集する。

令和5年5月15日

彦根市教育委員会
教育長 西嶋良年

記

- 1 日時 令和5年5月25日(木)午後1時30分から
- 2 場所 彦根市役所本庁舎第5-1、5-2会議室
- 3 議題
 - (1) 令和5年度6月補正(第3号補正)予算案について
 - (2) 彦根市通学区審議会委員の委嘱および任命について
 - (3) 彦根市人権教育推進委員会委員の委嘱について
 - (4) 彦根市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱および任命について
 - (5) 彦根市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例案について

選挙管理委員会告示

彦根市選挙管理委員会告示第41号

令和5年5月20日執行予定の彦根市千福財産区議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第3項および公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日および登録を行う日を次のとおり定める。

令和5年5月12日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬毅

- 1 決定の基準となる日 令和5年5月14日
ただし、年齢要件については同月20日とする。
- 2 登録を行う日 令和5年5月14日

彦根市選挙管理委員会告示第42号

令和5年5月29日に任期が満了する彦根市千福財産区議会議員一般選挙を下記のとおり行う。

令和5年5月15日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬毅

記

- 1 選挙期日 令和5年5月20日
- 2 選挙すべき議員の定数 9人

彦根市選挙管理委員会告示第43号

令和5年5月20日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和5年5月15日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬毅

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <small>こうほしや</small> 候補者 <small>しめい</small> 氏名 </div> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>令和五年五月二十〇日執行</small> <small>ひこねしせんぷくさいさんくぎかいぎいんいつばんせんきよ</small> 彦根市千福財産区議会議員一般選挙 </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <small>ちゆう</small> ○ 注意 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <small>こうほしや しめい</small> <small>らんない</small> <small>ひとりか</small> 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <small>こうほしや</small> <small>ものしめい</small> <small>か</small> 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-left: auto;"> <small>彦根市選</small> <small>挙管理委</small> <small>員会之印</small> </div>
--	---

備考

- 1 用紙の規格は、縦128mm×横80mmとする。
- 2 投票用紙の色は白で、黒色のインクで印刷する。
- 3 選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷込印刷とする。

彦根市選挙管理委員会告示第44号

令和5年5月20日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙における投票所は、次のとおりとする。

令和5年5月15日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

施設名称	施設所在地
東沼波会館	彦根市東沼波町249番地1
西沼波町会館	彦根市西沼波町501番地
地藏町公会堂	彦根市地藏町477番地
小泉町公民館	彦根市小泉町766番地

彦根市選挙管理委員会告示第45号

令和5年5月20日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙における開票の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により選挙会場において選挙会の事務と併せて行う。

令和5年5月15日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

彦根市選挙管理委員会告示第 46 号

令和 5 年 5 月 20 日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙における選挙長および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和 5 年 5 月 15 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

(以下省略)

彦根市選挙管理委員会告示第 47 号

令和 5 年 5 月 20 日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙における投票管理者および同職務代理者を次のとおり選任する。

令和 5 年 5 月 15 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

(以下省略)

彦根市選挙管理委員会告示第 48 号

令和 5 年 5 月 20 日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙における選挙会は、次の日時および場所において行う。

令和 5 年 5 月 15 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

1 有投票の場合

- (1) 日 時 令和 5 年 5 月 20 日 午後 9 時から
- (2) 場 所 彦根市元町 4 番 2 号
彦根市役所本庁舎 5 階 5-1 会議室、5-2 会議室

2 無投票の場合

- (1) 日 時 令和 5 年 5 月 20 日 午前 10 時から
- (2) 場 所 彦根市元町 4 番 2 号
彦根市役所本庁舎 5 階 5-1 会議室、5-2 会議室

彦根市選挙管理委員会告示第 49 号

令和 5 年 5 月 20 日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙において、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 194 条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりとする。

令和 5 年 5 月 15 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

- 第 1 選挙区制限額 1,904,700 円
- 第 2 選挙区制限額 1,509,300 円
- 第 3 選挙区制限額 1,589,400 円
- 第 4 選挙区制限額 2,590,100 円

彦根市選挙管理委員会告示第 50 号

令和 5 年 5 月 20 日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 175 条第 3 項の規定による投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するくじは、次の日時および場所において行う。

令和 5 年 5 月 15 日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野 瀬 毅

- 1 日時 令和5年5月15日 午後5時30分から
2 場所 彦根市元町4番2号
彦根市役所本庁舎5階 5-1会議室、5-2会議室

彦根市選挙管理委員会告示第51号

令和5年5月20日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙における不在者投票のために投票用紙および投票用封筒を交付する場所は、次のとおりである。

令和5年5月15日

彦根市選挙管理委員会
委員長 野瀬 毅

交付場所 彦根市元町4番2号
彦根市役所本庁舎4階 選挙管理委員会事務局

病院事業管理規程

彦根市病院事業管理規程第6号

彦根市病院事業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年5月8日

彦根市病院事業管理者 金子隆昭

彦根市病院事業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業職員の特殊勤務手当に関する規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中職員が」の次に「、令和5年5月8日から同年9月30日までの間に」を加え、「。以下同じ」を削り、「または新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者に対応するための作業に従事した場合における第4条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする」を「の救護または患家の消毒に従事した場合において、当該作業における職員の健康上の危険があると管理者が認めるときは、1日につき1,000円を支給する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第4条の規定は、適用しない。

付則第2項各号を削る。

付則

この規程は、令和5年5月8日から施行する。

千福財産区議会議員一般選挙選挙長告示

彦根市千福財産区議会議員一般選挙選挙長告示第1号

令和5年5月20日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙において、法令の規定に基づき、選挙長が行う公告式は、彦根市公告式条例(昭和36年彦根市条例第47号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示するほか、彦根市公報に登載して行う。

令和5年5月15日

彦根市千福財産区議会議員一般選挙
第1選挙区選挙長 北川清次
第2選挙区選挙長 岡幸次郎
第3選挙区選挙長 中澤茉美
第4選挙区選挙長 佐藤弘章

彦根市千福財産区議会議員一般選挙選挙長告示第2号

令和5年5月20日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱う。

令和5年5月15日

彦根市千福財産区議会議員一般選挙

- 第 1 選挙区選挙長 北 川 清 次
- 第 2 選挙区選挙長 岡 幸次郎
- 第 3 選挙区選挙長 中 澤 茉 美
- 第 4 選挙区選挙長 佐 藤 弘 章

彦根市元町 4 番 2 号 彦根市選挙管理委員会事務局

彦根市千福財産区議会議員一般選挙選挙長告示第 3 号

令和 5 年 5 月 20 日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 76 条において準用する同法第 62 条の規定による選挙会の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行う。

令和 5 年 5 月 15 日

- 彦根市千福財産区議会議員一般選挙
- 第 1 選挙区選挙長 北 川 清 次
 - 第 2 選挙区選挙長 岡 幸次郎
 - 第 3 選挙区選挙長 中 澤 茉 美
 - 第 4 選挙区選挙長 佐 藤 弘 章

- 1 日時 令和 5 年 5 月 17 日 午後 5 時 30 分
- 2 場所 彦根市元町 4 番 2 号 彦根市選挙管理委員会事務局

彦根市千福財産区議会議員一般選挙選挙長告示第 4 号

令和 5 年 5 月 20 日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙の候補者として、次のとおり届出があったので、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 86 条の 4 第 11 項の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 15 日

- 彦根市千福財産区議会議員一般選挙
- 第 1 選挙区選挙長 北 川 清 次

(以下省略)

彦根市千福財産区議会議員一般選挙選挙長告示第 5 号

令和 5 年 5 月 20 日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙の候補者として、次のとおり届出があったので、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 86 条の 4 第 11 項の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 15 日

- 彦根市千福財産区議会議員一般選挙
- 第 2 選挙区選挙長 岡 幸次郎

(以下省略)

彦根市千福財産区議会議員一般選挙選挙長告示第 6 号

令和 5 年 5 月 20 日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙の候補者として、次のとおり届出があったので、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 86 条の 4 第 11 項の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 15 日

- 彦根市千福財産区議会議員一般選挙
- 第 3 選挙区選挙長 中 澤 茉 美

(以下省略)

彦根市千福財産区議会議員一般選挙選挙長告示第 7 号

令和 5 年 5 月 20 日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙の候補者として、次のとおり届出があったので、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 86 条の 4 第 11 項の規定により告示する。

令和5年5月15日

彦根市千福財産区議会議員一般選挙
第4選挙区選挙長 佐藤弘章

(以下省略)

彦根市千福財産区議会議員一般選挙選挙長告示第8号

令和5年5月20日執行の彦根市千福財産区議会議員一般選挙において、届出のあった候補者が選挙すべき議員の定数を超えないため、投票は行わない。

令和5年5月15日

彦根市千福財産区議会議員一般選挙
第1選挙区選挙長 北川清次
第2選挙区選挙長 岡幸次郎
第3選挙区選挙長 中澤茉美
第4選挙区選挙長 佐藤弘章